

4. 審議事項

(2) 個別占用案件の審議【審議資料2】

【中間報告】

① 尼崎市農業公園（尼崎市）

個別占用案件のカルテ（中間報告）

①尼崎市農業公園（尼崎市）

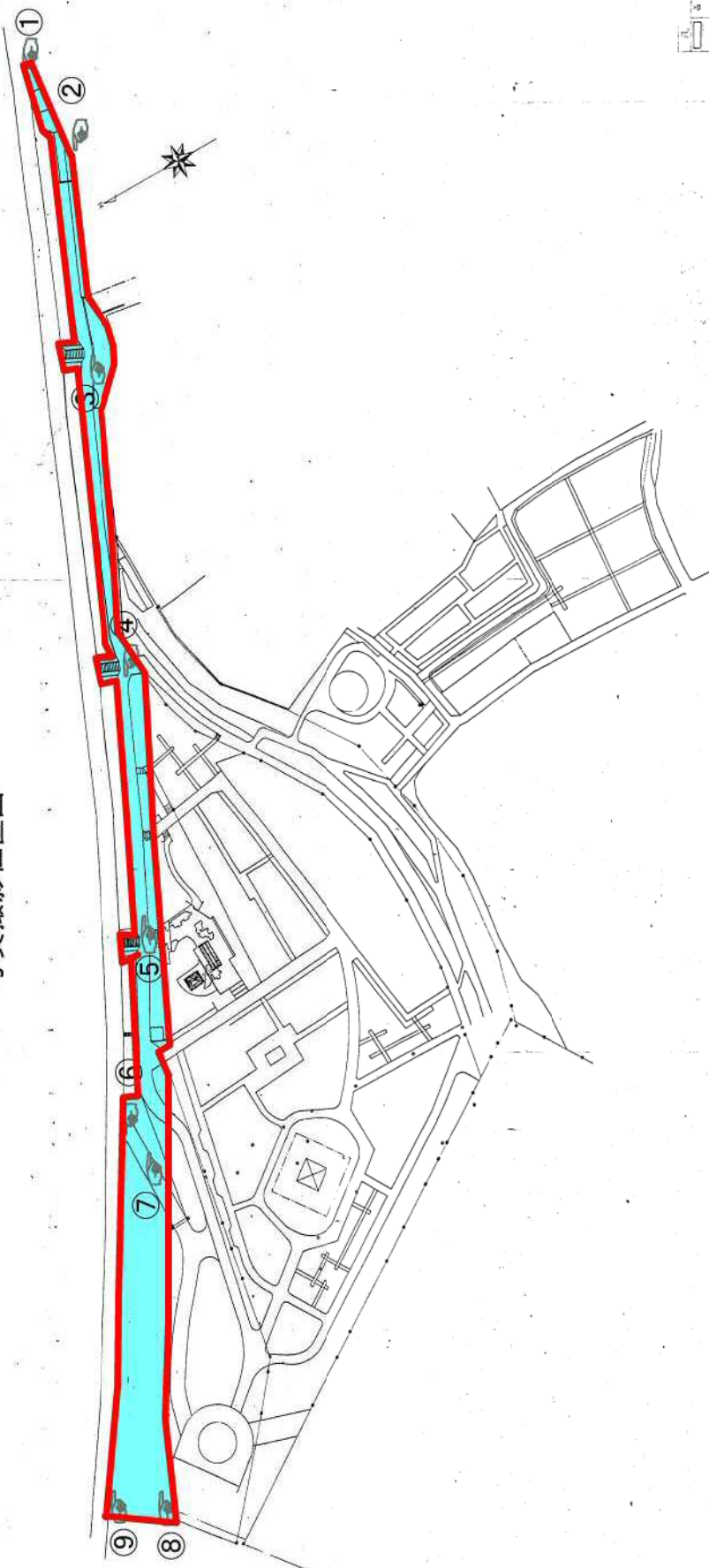
■ 報告案件用のカルテ

1.件名	尼崎市農業公園 [尼崎市]	
2.今回申請種別	中間報告	
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 4.6km～右岸 4.8km+100m まで 目的：公園（農業公園） 占用面積：2,971.66 m ² 工作物：階段 3 か所 記念碑 進入路 通路等	
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和57年1月27日 <前回更新許可> 平成29年4月1日 <許可期限> 平成34年3月31日	7.保全利用 委員会による 参考意見
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	・平成28年度委員会の指摘事項に対する尼崎市の報告を受け、更新を許可した。 ・利用者が猪名川右岸から農業公園に入るための階段の設置（工作物の新築）について許可した。（平成30年11月20日）
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理

<補足>・A4横書き1枚程度
 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み
 (1.～5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる
 ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



写真撮影位置図



凡例	説明
①	写真撮影位置

図名	写真撮影位置図
作成者	都市計画課
作成日	平成25年10月
図例	写真撮影位置
図面番号	写真撮影位置図



1



2



3



4



5



6



7



8



9

取組状況報告書 尼崎市農業公園(尼崎市) 【中間報告時】

番号	前回委員会の意見 (H28年度第1回)	許可時の市の回答 (H29年3月許可)	現在までの取り組み (対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	アラカシを適切に管理してほしい。伐採が望ましい。	指摘されたアラカシについては、1本は伐採し、他は剪定を実施し、法面が草地となるように努める。	堤防の法面は定期的な草地管理(刈込み)を行い法面上のアラカシ等の高木については剪定を実施するなど適正に管理を行っていたが昨年の台風で公園内の樹木が多数倒れるなどの被害を受けた。昨年度は倒木等の処理を行うとともに、公園へのアプローチの導線となり損傷が進んでいた堤防法面の補強を目的に階段を設置した。		

許 可 書

住所

氏名 尼崎市

平成30年9月25日付け尼農第2900号で申請のあった工作物の新築（階段）については、河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成30年 11月 20日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式 3 - 2 工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園（農業公園）
- 3 場所 尼崎市田能 3 丁目 1 2 3 8 番 1 地先
（右岸 4.6k 附近）
- 4 工作物の名称 階段
又は種類
- 5 工作物の構造 階段 W=4.4m H=2.1m L=6.68m
又は能力 盛土工 A=14.8m² (3.6m²)
- 6 工期 平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

7 許可の条件

- (1) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (2) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (3) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第 6 項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から 1 箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (4) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (5) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
 - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (6) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 三 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (7) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。
- (8) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (9) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。
- (10) この許可を受けた者は、この許可に係る行為により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

- (11) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (12) この許可を受けて工作物を設置している者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けて工作物を設置している者の負担において、この許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 工事の目的を達することができなくなったとき。
 - 二 工作物の用途を廃止したとき。
 - 三 工事の許可が取り消されたとき。
- (13) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (14) 平成29年3月30日付け国近整猪占調河占第137号の許可の更新申請には、この許可に係る工作物を統合すること。



許 可 書

住所

氏名 尼崎市

平成29年2月28日付けで申請のあった土地の占用（農業公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 3月30日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記 (乙様式1 土地の占用)

1 河川の名称 淀川水系 猪名川

2 占用の目的 公園 (農業公園)

及び態様

階段 W=2.5m H=2.55m L=5.1m

3箇所

記念碑 ブロック土留工

L=32.0m

U型側溝 (150mm×150mm)

L=61.0m

石積工

L=29.0m

進入路 ミカゲ縁石工

L=3.6m

平板舗装工

40.4m²

小豆島 ミカゲ縁石工

L=14.3m

車止工 (上下式ステン支柱φ76.3mm 鍵付き) 3基

石積工

L=36.0m

通路等

2,562.61m²

3 場 所 尼崎市田能3丁目1238番1地先から
尼崎市田能5丁目531番3地先まで
(右岸4.6km付近～4.8k+100m付近)

4 占用面積 2,971.66m²

5 占用期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

6 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名 (法人にあってはその名称)、連絡先 (電話番号は法人の場合に限る。) 及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長 (以下「出張所長」という。) の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長 (以下「事務所長」という) に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (5) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (6) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。



- 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (9) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (10) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (11) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
 - 二 占用の目的を達することができなくなったとき。
 - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
 - 四 占用の許可が取り消されたとき。
- (12) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (13) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (14) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。